

一般社団法人日本膜学会の会費納入についてご連絡

任意団体である日本膜学会は、2020年4月1日付で一般社団法人に移行予定です。2019年11月12日に開催された設立時社員による社員総会にて、2020年4月1日から一般社団法人日本膜学会の会費を次の通りとすることが承認されました。

- | | | |
|------------------|----------|------------|
| (1) 個人会員 | 15,000円 | (15,500円) |
| (2) 個人会員(会報のみ) | 6,000円 | (3,000円) |
| (3) 法人会員(維持会員) | 50,000円 | (50,000円) |
| (4) 法人会員(特別維持会員) | 100,000円 | (100,000円) |

(カッコ内は日本膜学会2019年度会費です。個人会員には膜誌を年間6冊配布いたします。)

既にお支払いいただいています2019年度会費は2019年12月末までのものですが、2020年1月1日から3月31日までは会費を免除とし、会員サービスは継続して提供いたします。

会費納入の請求書は2020年4月1日ごろにお送りする予定で、5月31日までに納入をお願いします。

なお、2020年度会費は2020年4月1日から2021年3月31日までの会費で、年会費は不課税です。

以上